

一般財団法人石川陸上競技協会定款細則

第1章 総則

(目的)

第1条 定款第50条に基づき、当法人は一般財団法人石川陸上競技協会（以下「本協会」という。）の組織運営に関する細部を規定する。

(事務局所在地)

第2条 本協会事務局は、石川県野々市市藤平144番地5号に置く。

(公益財団法人石川県体育協会等への加盟)

第3条 本協会は、公益財団法人石川県体育協会に石川県の陸上競技界を代表する唯一の団体として加盟する。

2 本協会は、その目的を達成するために必要なその他の団体に石川県の陸上競技界を代表する唯一の団体として加盟する。

第2章 加入団体

(加入団体)

第4条 本協会は、次の陸上競技団体（以下「加入団体」という）を持って組織する。

- ① 石川県内各郡市の陸上競技協会（16郡市） （以下「郡市陸協」という）
- ② 石川県中学校体育連盟陸上競技専門部 （以下「中体連」という）
- ③ 石川県高等学校体育連盟陸上競技専門部 （以下「高体連」という）
- ④ 石川県学生陸上競技連盟 （以下「学連」という）
- ⑤ 石川実業団陸上競技連盟 （以下「実業団」という）
- ⑥ 石川マスタース陸上競技連盟 （以下「マスタース」という）
- ⑦ 石川県障害者陸上競技連盟 （以下「障害者」という）

2 加入団体は、本協会の目的に沿った各団体の陸上競技に関する事業を行う。

3 郡市陸協の名称には、「郡」・「市」を付するものとする。

(提出書類)

第5条 加入団体は、本協会の要請に応じて年度末に下記の書類を提出する。

- ① 事務所の所在地
- ② 役員及び代表理事の氏名
- ③ 規約（変更があった場合）
- ④ 当該年度事業報告
- ⑤ 次年度事業計画（各種大会・記録会日程等）

(分担金)

第6条 加入団体は、別表1にある分担金を毎年4月末までに本協会に納入しなければならない。(石川陸上競技協会事務業務運営費)

別表1 (加入団体分担金)

各郡市陸上競技協会 10,000円

第3章 評議員

(評議員の選出)

第7条 定款12条の1項に定める評議員の構成は別表2の通りとし、人数は6名とする。

2 加入団体は別表に従い、本協会の評議員候補者を理事会に推薦する。

別表2 (評議員の構成)

区 分		地区別団体		人数
加入団体	郡市陸協	能登地区	羽咋郡市、七尾市、鹿島郡、輪島市 鳳珠郡、珠洲市	1
		金沢地区	白山市、野々市市、金沢市、河北郡市	1
		加賀地区	能美郡市、小松市、加賀市	1
学識経験者			3	

第4章 役員

(役員構成)

第8条 定款第24条及び第32条に定めるものを含めた本協会の役員構成は、別表3の通りとし、人数は上限とする。

(理事の選出)

第9条 加入団体は、別表3に従い本協会の理事候補者を理事会に推薦する。

2 理事会は、理事候補者を評議員会に推薦する。

別表3

顧問	若干名	参与	若干名
代表理事	会長	1名	筆頭副会長 1名
常務理事	副会長	3名 (加賀地区・金沢地区・能登地区)	
	専務理事	1名	
	副専務理事	4名 (加賀地区・金沢地区・能登地区)	
	業務理事	12名以内	
理事	各郡市代表理事	16名	加入団体理事 6名
		計	20名～45名以内

(代表理事)

第10条 定款第24条2項及び3項に定める代表理事は、本協会を代表する。

- 2 会長は、本協会の業務を総理する。
- 3 筆頭副会長は会長を補佐し、会長事故ある時または欠けたときは、その職務を補佐する。
- 4 副会長は会長および筆頭副会長を補佐し、筆頭副会長が事故または欠けたときはその職務を補う。

(参与)

第11条 本協会は、役員として参与を置くことができる。

- 2 参与は、本協会の重要事項について諮問に応じる。
- 3 参与は、加入団体の代表者及び本協会の振興・発展に貢献のあった者の中から、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 4 参与の任期は、4年以内とし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(業務執行理事)

第12条 定款第24条3項に定める業務執行理事は、理事会の決議に基づき本協会の業務を執行する。

- 2 専務理事は、理事会の決議に基づき法人の業務を掌理する。
- 3 副専務理事は、専務理事を補佐し、専務理事に事故ある時はこれを代理する。

(監事)

第13条 定款第24条2号及び第27条に定める監事は、理事会が監事候補者を評議員会に推薦する。

(理事及び監事の定年)

第14条 役員のうち、理事及び監事は就任時において、その年齢が満75歳未満でなければならない。任期中に満75歳を迎えた理事および監事の任期は、当該任期の満了するときまでとする。

(職務遂行)

第15条 評議員及び役員は、法令及び定款の定めに忠実に、不偏不党、公平を旨とし、善良なる管理者の注意を持って、その職務を遂行しなければならない。

第5章 各種委員会

(各種委員会)

第17条 この法人は、特定の目的に対処するために、理事会の決議に基づき各種委員会を置く。

- 2 各種委員会は、栄章、定款検討、女性、道路競技特別対策、道路競技検定、広報
駅伝強化の7委員会とする。
- 3 前項にあげたものの他に、必要に応じて委員会を設けることができる。

(委員長及び委員)

第18条 各種委員会の委員長及び委員は、理事会において選任・解任とする。

- 2 委員長及び委員の任期は、選任後2年以内とし終了する事業年度のうち最終の
ものに関する定時評議員会の終結時までとし、再任は妨げない。

第6章 経理

(経費)

第19条 本協会の経理は次のもので支弁する。

- ① 加入団体分担金
 - ② 役員支援金
 - ③ 登録費（公認審判員・競技者）
 - ④ 事業収入
 - ⑤ 一般会員・協賛社寄付金
 - ⑥ 主管料
 - ⑦ 補助金
 - ⑧ 記録公認申請料、資格審査料
 - ⑨ 前号から生じる利息およびその他の収入 等
- 2 主管料、公認記録申請料、資格審査料、一般会員・役員支援金及び登録料は別にこれを定める。

第7章 登録

(登録)

第20条 本協会が実施する競技会等に参加する者は、審判員または競技者として登録する。ただし、小学生以下の者についてはこの限りではない。

- 2 登録についての詳細は、別にこれを定める。

第8章 記録の公認

(公認競技会)

第21条 下記の条件を満たす競技会及び記録会（以下、競技会等という。）を公認競技会とする。記録の公認は公認競技会で公式に発表されたものでなければならない。

- ① 主催権を持つ団体（本協会、郡市陸協、学連）が主催者に入っていること。
- ② 公認競技場または公認コースにおいて公認審判員の元で運営されていること。
- ③ あらかじめ本協会に『公認競技会申請書』が提出され、日本陸連に登録されている競技会であること。
- ④ 年度期間中に、新たに公認競技会を申請する場合は大会開催1ヶ月以上前までに、本協会に申請し日本陸連の許可を得なければならない。または公認競技会を中止した場合は、すみやかに本協会へ報告しなければならない。

(県内競技会)

第22条 公認競技会終了後1週間以内に、主催者からの必要な書類の提出をもって本協会に申請がなされた記録を一括して公認とする。なお主催者は別に定める記録公認料を本協会に支払わなければならない。

(県外競技会)

第23条 本協会登録選手が県外で行われた公認競技会に参加し、公式に発表された記録は公認となる。ただし、本県の記録として整理するためには、本協会へ必要な書類（開催県主催者の公認記録証明書）をもって記録申請を行うものとする。

- 2 県外の競技会に参加する場合は、本協会事務局へ大会要項を添えて、県外競技会出場許可認知書で届けを提出する。

(記録公認申請)

第24条 記録公認に関わる申請については、別に要項を定める。

第9章 県代表の決定

(県代表競技者の決定)

第25条 国民体育大会ならびに男女都道府県対抗駅伝の県代表競技者は、理事会の決議により決定する。

第10章 表彰

(表彰規定)

第26条 本協会の発展に貢献のあった者に対して、理事会において定める規定により表彰する。

第11章 名義使用及び大会主管料

(主催名義使用)

第27条 主催権のない団体が、本協会の目的達成に資する公認競技会を開催する場合、本協会主催の名義使用を認めることができる。

(共催、後援名義使用)

第28条 加入団体及び主催権のない団体が、本協会の目的達成に資する競技会及び諸事業を行う場合には、共催、後援の名義使用を認めることができる。

(大会主管料)

第29条 第27条にある主催の名義使用を認めた場合、本協会は公認競技会の主管として大会運営に携わることができる。このとき、主管料を徴収することができる。

(名義使用等の規定)

第30条 本協会の名義使用ならびに大会主管料の規定については、別にこれを定める。

第12章 補則

(見舞い、弔意)

第31条 本協会役員に事故、病気及び死亡があった場合の見舞い及び弔意規定は別にこれを定める

(細則の変更)

第32条 本細則は、理事会の決議によって変更することができる。

付則

本細則は平成30年 7月 1日から施行する。

常務理事（業務部）規定

第1章 総則

<目的>

第1条 業務部は、一般財団法人石川陸上競技協会（以下 当法人と称する）定款第41条に基づき、当法人の担当業務を処理する。

<業務部会>

第2条 業務部は、その目的を達成するために、次の部会を置く

- ①総務部、②情報部、③施設用器具検定部、④審判部、⑤記録部、
- ⑥強化部、⑦普及部（小学生担当）、⑧普及部（中学生担当）、⑨競技部、
- ⑩医事科学部、⑪財務部、⑫資格審査部の12部とし、各業務事項に関する業務を処理する。

<組織・部員>

第3条 各業務部は部長1名、副部長若干名、部員数名で組織し、専務理事がこれを委嘱する。

<任務・運営>

第4条 各部長は、その任務遂行について責任を負うとともに、それぞれの部会を招集の上開催し、その業務事項に関する会務を処理する。
各部長は、事業計画および事業報告を理事会に報告し承認を得る。

<業務部会>

第5条 本協会の業務運営処理のために、専務理事の招集によって業務部長会を開催することができる。この業務部長会には、専務理事、副専務理事、事務局、ならびに石川学連、高体連、中体連、石川実業団、石川マスターズ、障害者の各理事も出席する。必要に応じて会長、筆頭副会長及び副会長も出席することができる。

第2章 各部の業務内容

(総務部)

第1条 総務部は、各業務部と連携して次の事項を処理する。

- ① 本協会の年間事業計画の立案。
- ② 競技会開催にあたっての諸機関との連絡調整、必要書類の作成とその交渉。
- ③ 理事会や諸会議の準備・案内および運営と進行
- ④ 各業務部との連絡調整、本協会の諸事業の運営の円滑化
- ⑤ 事務局と連携して次の項目について処理する。
 - (1) 規約、規定、組織、制度などに関する検討、改定
 - (2) 栄章表彰、式典、開閉会式などの企画、実施。
 - (3) 本協会旗、標記、会長印、協会印、専務理事印等の保管と準備

- (4) 諸会議の準備とその議事録の整理保存
- (5) 広報・渉外・協会ホームページに関する事項
- ⑤ 本協会の資料、印刷物などを総括的に把握。
- ⑥ 競技大会、全国大会代表選手などの医療関係の処理
- ⑦ その他、他の部に属さない事項の処理

(情報・資格審査部)

第2条 情報・資格審査部は次の各号について処理する。

- ① 競技者登録の資格審査、本協会および日本陸連への登録手続き
- ② 競技者の登録費の徴収、事務局への納入
- ③ コンピューター導入による研修および競技会への利用と連携
- ④ 競技会における記録処理、その他情報伝達に関する業務全般
- ⑤ 陸上競技に関するすべてのデータの管理・保管
- ⑥ 陸上競技に関する情報機器の整備・管理

(施設用器具検定部)

第3条 施設用器具検定部は次の各号について処理する。

- ① 競技場の調査および公認検定に関する業務
- ② 競技会の施設、用具の調査と準備および検定、指導に関する事項
- ③ 道路競技の公認検定業務と走路の整備

(審判部)

第4条 審判部は次の各号について処理する。

- ① 公認審判員名簿の作成と登録・保管事務と登録費の徴収に関する事項
- ② 審判員の資質向上を目指して、競技規則の研修と審判講習会の開催
- ③ 公認審判員の資格審査、資格審査手続きと公認審判員手帳、バッジ、マークなどの発行および管理と 服装に関する事項
- ④ 上級審判申請に関する審査と申請
- ⑤ 公認競技会審判員の組織編成を事務局に提出

(記録部)

第5条 記録部は次の各号について処理する。

- ① 内外記録の調査、収集と整理・保管と年鑑記録集作成
- ② 公認競技会及び記録会などの記録の整理・保管および日本陸連への公認記録申請
- ③ プログラム掲載日本・県・大会記録等の関係業務
- ④ 競技会出場競技者への公認記録証明書の発行

(強化部)

第6条 強化部は次の各号について処理する。

- ① 日本陸連競技者育成プログラムおよび石川県体育協会強化事業に合致した強化計画および強化基本方針の策定に関すること。

- ② 強化一環指導の事業計画・研究・実践と指導者研修及び技術向上に関する事項。
- ③ 加入団体〔実業団、学連、高体連、普及部（中体連、小学生）、各クラブ〕との連絡調整に関すること。
- ④ 石川県体育協会強化競技者およびスタッフの指定、スポーツ医科学トレーニング推進事業の強化指定に関すること。
- ⑤ 国民体育大会の石川県競技者選考計画案と代表競技者資料の作成に関すること。
- ⑦ 競技部との連携で県選手権大会、国民体育大会県予選会などの標準記録計画案作成に関すること。
- ⑧ 強化関連事業に関わる予算編成および決算に関すること。
- ⑨ 上記項目を円滑に効果的に執行するため、以下の係を置き、総合的に推進する。
 - ブロック長（短距離・障害・中長距離・競歩・投てき・跳躍）
 - カテゴリー別責任者（U-13、U-16、U-18、U-20、駅伝強化）
 - ジュニア指導者育成クリニック計画 など

（普及部）

第7条 普及部は強化部と連携して次の各号について処理する。

- ① 陸上競技の普及対策（小学生陸上、ジュニア育成事業、記録会、練習会など）企画運営
- ② クラブチームの掌握、指導に関すること
- ③ 小中陸上指導者の養成計画立案としてコーチ会議や研修会などの実施
- ④ 有望選手の発掘と育成事業

（競技部）

第8条 競技部は次の各号について処理する。

- ① 本協会の各競技会に関わる年間計画の作成と陸連への報告
- ② 競技大会の競技種目、競技日程、競技注意事項などの計画と作成
- ③ 競技大会のプログラム編成計画の作成
- ④ 競技大会の参加申し込み基準の作成
- ⑤ 競技大会の準備と競技運営に関わる計画・進行

（医事科学部）

第9条 医事科学部は次の各号について処理する。

- ① 公認大会への医師、看護師、トレーナー等の派遣計画
- ② 競技者の健康管理やスポーツ医科学に関することについての指導助言
- ③ トレーニングの医科学的方法やドーピング検査についての指導及び資料提供

（財務部）

第10条 財務部は次の各号について処理する。

- ① 財務運営（予算・決算）に関する企画立案と報告
- ② 当法人の財務改善の企画立案

一般財団法人石川陸上競技協会公認登録規定

〔目的〕

第1条 本協会が実施する競技会等に参加する者は、審判員または競技者として登録しなければならない。ただし、小学生以下の者についてはこの限りではない。以上の登録に関する細部を規定する。

〔登録の種別〕

第2条 本協会への登録は、審判員登録と競技者登録の2種別とする。なお、登録者は、公益財団法人日本陸上競技連盟に登録される。

〔審判員登録〕

第3条 審判員は、本協会の資格審査を経て審判員資格を取得する。

- 1 審判員は、いずれかの郡市陸協に登録されたものとする。
- 2 郡市陸協は登録審判員を掌握し、毎年度3月中に名簿を本協会に提出する。
- 3 審判員は、日本陸連公認審判員登録料（別表1）と保険料500円を毎年度請求書受領後すみやかに、郡市陸協を通して本協会に収める。
- 4 審判員は、本協会または加入団体の要請に応じて各競技会の審判業務を遂行する。
- 5 審判員は、年一回の審判講習会を受講し、その資質向上に努めること。

＜別表1＞ （日本陸連公認審判登録料）＋（審判員保険料）

審判種別 S級 5,000円＋500円

A級 3,000円＋500円

B級 2,000円＋500円（学生1,000円）

審判手帳400円・審判登録カード600円・バッジ400円（S級2500円）等は別途購入とする

〔競技者登録〕

第4条 競技者は、日本陸連規定に従い日本陸連および本協会に登録しなければならない。

- 1 競技者登録の区分は、一般、学生、高校生、中学生とする。
- 2 一般競技者の登録は、下記の方法による。（日本陸連規定に準ずること）
 - （1）団体登録：5名以上で組織された団体・クラブに所属して行う登録とする。
参加申し込みおよびプログラム等の所属表記は登録団体名とする。
 - （2）個人登録：団体登録できない者は、個人登録で行うこと。ただし、居住もしくは勤務地が石川県であること。参加申し込みおよびプログラム等の表記は個人登録名とする。
- 3 前項の団体登録をする名称は、法人格を持たない個人名および商品名、反社会的なもの、政治・宗教・主義主張に関するもの、公序良俗に反するもの、競技運営上支障があるもの、その他本協会が適当でないと考えられる名称は使用できない。
- 4 学生・高校生・中学生競技者の登録は、人数にかかわらず各学校単位に行い、日本陸連登録規定を適用する。

5 一般・学生については同一年度内において、二つ以上の団体に登録することはできない。高校生・中学生に関しては、通学している学校とそれ以外の団体・クラブの両方に登録することはできる。ただし、同一の競技会（全国大会まで通して）への出場は、いずれか一方の所属に限るものとするが、高体連・中体連主催の大会にはクラブ登録者等は学校代表としての参加はできない。

6 競技者は、登録料等を毎年度登録申請後、直ちに本協会に納める。登録料納入をもって登録手続きを完了とする。登録申請については別に申請書・要項を定める。ナンバーカードは、一般・学生は個人が管理し、中学生・高校生は各所属団体が管理する。

＜登録料＞ 一般（クラブ）は2,000円 学生・高体連・中体連は各団体規定に従う。

[登録期間]

第5条 審判員および競技者の登録期間は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。前項に関わらず当該年度の登録申請の受付は、毎年3月中旬よりおこなう。

[代表出場権]

第6条 審判員及び競技者は、本協会及び所属団体、加入団体以外のものを代表して競技会に参加することはできない。ただし勤務先、出身高校を代表するとき、ならびに本協会が是認したときはこの限りではない。

[競技会参加の是認要件]

第7条 審判員及び競技者の参加を是認する大会は、次の条件を満たしているものとする。

- (1) 日本陸連及び本協会規約に従うこと。
- (2) 公認競技場で開催され、且つ日本陸連寄付行為細則第6条の要件を充たすものであること。
- (3) 本協会が特に是認した大会であること。

[記録の公認]

(公認競技会)

第8条 下記の条件を満たす競技会及び記録会（以下を競技会と言う）を公認競技会とする。

記録の公認は、公認競技会で公式に発表された記録でなければならない。

- (1) 主催権を持つ団体（本協会・郡市陸協・学連）が主催者に入っていること。
- (2) 公認競技場または公認コースにおいて公認審判員のもとで運営されていること。
- (3) あらかじめ、本協会に『公認競技会申請書』が提出され、日本陸連に登録されている競技会であること。
- (4) 公認競技会申請は、前年度2月までに本協会に申請すること。また、年度途中で申請する場合は、競技会開催1ヶ月前までに申請し、日本陸連の認可を得なければならない。

(県内競技会)

第9条 公認競技会終了後、主催者から必要な書類の提出をもって1週間以内に本協会に申請がなされた記録を審査し、適確を認める場合は日本陸連へ申請する。

なお、主催者は別に定める記録公認申請料を1ヶ月以内に本協会に支払う。

(県外競技会)

第10条 本協会登録競技者が県外で行われた公認競技会に参加し、公式に発表された記録は公認となる。ただし、本県の記録として整理するためには、本協会に公認記録書を提出して記録申請を行うものとする。

なお、県外の競技会(記録会や他県選手権など)に参加する場合は、本協会事務局へ大会要項を添えて、県外競技会出場許可認知書を提出する。

一般財団法人石川陸上競技協会名義使用および大会主管等規定

[主催名義]

第1条 主催権のない団体が本協会の目的達成に資する公認競技会を開催する場合、本協会の主催の名義使用を認めることができる。

[共催、後援名義]

第2条 加入団体及び主催権のない団体が本協会の目的達成に資する競技会及び諸事業を行う場合には、共催、後援の名義使用を認めることができる。

[大会主管料]

第3条 第1条にある主催の名義使用を認めた場合、本協会は公認競技会の主管として、大会運営に携わるものとする。このとき必要に応じて大会主管料を徴収することができる。主管料は、審判協力料、競技運営を含めて徴収することは相手の負担能力に応じて決定されることがある。

[名義使用の申請]

第4条 名義使用にあたっては、別に定める申請書を関係書類とともに、石川陸上競技協会へ提出するものとする。本協会が審査した上で名義使用を承認する。申請は、年度当初もしくは競技会開催日の2ヶ月前までにおこなう。

2017年 [大会主管料基準額]

区 分	大会規模 (参加人数)	大会主管料
各種公認 ロードレース	1,000人未満	公認記録申請料のみ
	1,000人以上 3,000人未満	50,000円
	3,000人以上 5,000人未満	100,000円
	5,000人以上 8,000人未満	300,000円
	8,000人以上 10,000人未満	500,000円
	10,000人以上	1,000,000円 (審判協力料込み)

その他の公認 競技会	公認記録申請料規定に準じる	公認記録申請料のみ
---------------	---------------	-----------

☆公認ロードレースにおいては公認記録申請料を含まない金額である。

審判協力料別とする

☆公認ロードレースでは、主要な審判部署には陸協登録審判員が必要である。

登録審判員でない者だけで審判編成配置はできない。(走路監察員も同様である)

[公認記録申請料規定]

第5条 各種公認大会においては、公益財団法人日本陸上競技連盟登録者の公認記録申請手続き業務に際して、公認記録申請料を徴収することができる。

- 小学生のみの公認大会 . . . 3,000円
- 中学生・高校生のみ参加の公認大会 . . . 5,000円
- 一般・大学生の参加を含む公認大会 . . . 10,000円
- 石川マスターズ・石川実業団主催 . . . 5,000円

* 同一に名称が違う大会・記録会など開催された場合の公認記録を申請する場合は、それぞれの大会に記録応じた申請料を払うこと。

- 例：① ○○市民陸上競技大会 ②○○小学生陸上競技大会 ③○○記録会
- ① ② ③の冠大会が同一日に同一会場で行われた場合
- ① で10,000円+②で3,000円+③で10,000円
- 合計23,000円となる

[資格審査料規定]

第6条 各種公認大会における公益財団法人日本陸上競技連盟登録者の資格審査を本協会に依頼する場合は、その業務に際して資格審査料を一人100円徴収するものとする。

公認審判員推薦ならびに資格取得者のための内規

日本陸上競技連盟公認審判員規定に基づき、推薦手続き、ならびに資格取得のために次のように内規を定める。

1 公認審判員の資格所得

(1) B級公認審判員

満18歳(推薦年度の4月1日)に達した者及び各郡市陸協審判部会の推薦する知識・理解・見識等の優れた者がB級審判員となり得る資格を有する。

(条件)

- ① 競技者および補助員として公認コードのある石川陸協主催の競技会に参加し、研修を受けた者
- ② 申請年度に1回以上審判講習会を受講した者。なお、競技会・審判講習会への出席には、その都度審判カードと審判手帳を持参すること。

(2) A級公認審判員

現在B級公認審判員として満10年を経過し、下記の条件に該当する経験豊かで競技規則に精通し、審判技術に優れた公認審判員規定第3条3項に該当する者の内、心身共に健康で好ましい人間関係を有する者及び郡市陸協から審判部会に推薦する者

(条件)

- ① 最近5カ年間、審判員として県陸協主催・主管に関わる競技会の審判に15回以上および審判経験40回以上の競技会に出席した者。
- ② 最近5カ年間で3回(同1年度では1回としてカウント)の審判講習会に出席し、規則の研究ならびに技術の向上に努めた者。

(3) S級公認審判員

- ① 公認審判員規定第4条に該当し、心身共に健康で競技規則に精通し熟練した審判技術持ち、好ましい人間関係を有する者。

注)「陸連公認審判員規定第4条」の該当事項一A級公認審判員で満10年を経過し満60歳に達した者(推薦年度3月末日)はS級公認審判員となる資格を有する。この条項はS級公認審判員となり得る経験年数と年齢制限であり、最も基本的な事項である。

- ② 日本陸上競技連盟主催、共催にかかる国際大会、全国大会またはこれに準ずる大会に意欲的態度で出席して審判の任にあたるとともに熟練した審判技術を有する者。以上の2条件がS級公認審判員となり得る資格の条件であるが、全国大会等がしばしば行われない地方にあっては、それ相応に考慮される。

(条件) A級公認審判員に同じ。

2 公認審判員の推薦手続き

公認審判員の推薦については、石川陸協は次の手順により処理する。

①A級およびB級公認審判員

石川陸上競技協会登録会員または競技者で、公認審判員規定及び内規により各加入団体から推薦された者および審判部長の推薦した者については審判部会で審査し、理事会の承認を経て、日本陸上競技連盟が委嘱している。各級の申請時には申請用紙を必ず提出する。その他書類不備の場合は審査しない。

② S級公認審判員

石川陸上競技協会会員で、公認審判員規程および内規により各加入団体から推薦された者について審判部会で審査し、適任と認めた者を日本陸連に申請する。

[注]「日本陸連公認審判員規程」第4条の該当事項

- 1 S級公認審判員は加盟団体から推薦する。推薦書は毎年12月末日までに日本陸上競技連盟に必着のこと。
- 2 S級公認審判員は、日本陸上競技連盟で審査し、理事会の承認を経て日本陸上競技連盟が委嘱する。

③ その他

加盟団体は、毎年4月末日までに日本陸上競技連盟に対し、当年4月1日現在の関係公認審判員数を報告しなければならない。

④ 提出書類

指定の登録用紙 年間の審判参加用紙 など

一般財団法人石川陸上競技協会表彰規定

(目的)

第1条 本協会表彰規定（以下「規定」という）に基づき、表彰に関して必要な事項を定める。なお、栄章委員会表彰規定とは別とする。

(表彰の種類と対象)

第1条 表彰の種類と対象は、次のとおりとする。

○ 功労表彰

- ①本協会または加入団体の育成・運営に尽力し、会長・副会長・理事長（専務理事）副専務理事として10年以上在職し、その功績が顕著と認められた者。
- ②本協会にあっては、前項に掲げる役職以外で理事として20年以上在職し、その功績が特に顕著として認められた者
- ③日本代表として、国際大会（オリンピック・世界選手権等）に出場し活躍した本協会登録者および本県出身選手。

○ 特別表彰

- ①本県の陸上競技の競技力向上に貢献した指導者で、功績が特に顕著と認められた者。
- ②日本陸連主催大会で、日本選手権、国民体育大会、全国高校総体、全国中学校選手権大会、全国小学生大会に通算20回以上出場した監督・指導者・選手

○ 全国大会表彰

下記の大会において入賞したチームおよび選手。及び優勝した選手の指導者・顧問

日本選手権、国民体育大会、全日本実業団大会、日本学生対抗選手権大会、全国高校総合体育大会、全国中学生選手権大会、全国小学生交流大会、全日本競歩大会、ジュニアオリンピックなど

○ 記録表彰

国際陸連・日本陸連・本協会が公認する大会で、下記の記録を樹立した者とする。
世界新記録、日本新記録、県新記録、など

○ 感謝状

感謝状は、下記の定める基準による。

- ① 本協会または加入団体の発展に尽力し、役員として10年以上経過し特に功績が顕著と認められる50歳以上の者。
- ② 国際大会および全国大会で優勝したチームや選手を育成した所属団体の指導者および選手育成に尽力した個人、団体でその功績が顕著と認められるもの。
- ③ 日本陸連主催行事で、日本陸上競技選手権大会、国民体育大会、全国高校総合体育大会、全国中学校選手権大会、全国小学生交流大会、全国駅伝など通算10回以上出場した監督、指導者、選手。
- ④ 本協会登録審判員として30年以上経過し、年齢が満80歳を超えた審判員

(被表彰者の決定)

第2条 被表彰者は本協会役員または加入団体からの推薦に基づき、常務理事会で選考し、理事会の決議により決定する。栄章委員会推薦表彰規定は別に定める。
その他 必要に応じて栄章委員会で審議し決定される。

専門委員会 運営規則

(目的)

第1条 専門委員会は、一般財団法人石川陸上競技協会（以下 本協会と称する）定款第4条に基づき、本協会の担当業務を処理する。

(専門委員会)

第2条 前条の目的を達成するために、次の専門委員会をおく。

1. 道路競技安全特別対策委員会
2. 女性委員会
3. 栄章委員会
4. 定款検討委員会
5. 広報委員会
6. 駅伝道路競技検定委員会
7. 駅伝強化委員会・・・特別委員会を削除

(委員)

第3条 各専門委員会に委員長を決定し、委員を推薦し専務理事がこれを委嘱する。

(委員会)

第4条 各専門委員長は、担当する業務の処理のため、随時委員会を開くことができる。

(報告)

第5条 本協会の業務運営処理・報告のために、専門委員長は常務理事会および理事会に出席して委員会報告を求めることができる。

(業務内容)

第6条 各専門委員会の業務内容は次のとおりである。

1. 道路競技安全特別対策委員会

- イ 道路競技・ロードレース・マラソン・競歩道路競技における選手監察・審判・誘導指導
- ロ 上記競技会の一般観客・通行車両等への交通安全指導 など

2. 女性委員会

- イ 女性指導者及び審判の養成
- ロ 女性選手育成のための強化・指導
- ハ 女性指導者研修会の企画・立案・運営 など

3. 栄章委員会

- イ 各種栄章候補者推薦用紙の作成・発送
- ロ 各種栄章候補者の審議・推薦 など

4. 定款検討委員会

- イ 定款に関する諸課題を検討する

5. 広報委員会

- イ 本協会の業務・競技会等に関する広報
- ロ 各種案内・結果等の広報事務
- ハ 本協会公式ホームページの運営・管理

6. 道路競技検定委員会

- イ 駅伝競技・ロードレース・マラソンなど道路競技に関する諸問題の検討
- ロ 施設用器具検定部と連携しての業務
- ハ 道路競技安全特別委員会と連携しての業務

7. 駅伝強化委員会

- イ、駅伝強化に関わる指導者研修の計画・運営を行うこと。
- ロ、駅伝強化に関わる練習、合宿を通して選手強化計画・運営事業の指導。
- ハ、選手選考において強化部・監督・コーチとの連携と資料の作成。
- 二、大会時における支援を行う。

事務局の組織ならびに運営に関する事項

(目的)

第1条 本協会は、定款第43条に基づいて、事務局の組織、運営および職員に関する事項を定める。

(事務局)

第2条 定款第43条、第44条に基づいて、事務処理を行う。

(事務局長・職員)

第3条 定款第43条に基づき、代表理事が事務局の長および職員を理事会に推薦する。

(業務内容)

第4条 事務局は、次の各号について処理する。

- ① 専務理事、各業務部、専門委員会から完成された文章の発送。
- ② 日本陸連や対外関係諸団体からの文章の收受と連絡ならびに快哉。
- ③ 印鑑の保管・管理
- ④ 役員人事の発令と役員名簿の作成調整。
- ⑤ 諸会議の案内・準備、会議録の整理と保管
- ⑥ 本協会の一般会計および特別会計の予算編成案の作成
- ⑦ 事業遂行に必要な財政および資金調達を立案し、運用方法の立案
- ⑧ 金銭出納に関わる業務の処理
- ⑨ 本会計帳簿の作成や証票、本伝票の整理・保管。
- ⑩ 備品や物品購入の事務手続き。
- ⑪ その他必要事項

(任期その他)

第5条 事務局長、職員については定款第24条から第30条を準用する。

第6条 勤務は、月・水・金曜日とし、午前10時から午後4時までを基本とする。

第7条 事務局長、職員への給与を支払うこととする。(詳細は別に定める)

附則

この事務局の組織ならびに運営に関する事項は、平成24年 2月19日 制定施行する。

平成24年 2月19日原案施行

平成27年 6月14日 改訂

平成30年 7月 1日 改訂